２の２　初回加算　200単位	（新設）
注　指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第１項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。	
２の３　医療連携体制加算	（新設）
イ　短期入所を提供する場合	
⑴　医療連携体制加算(Ⅰ)　600単位	
⑵　医療連携体制加算(Ⅱ)　300単位	
⑶　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位	
⑷　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位	
⑸　医療連携体制加算(Ⅴ)　1,000単位	
⑹　医療連携体制加算(Ⅵ)　500単位	
ロ　共同生活援助を提供する場合	
⑴　医療連携体制加算(Ⅰ)　500単位	
⑵　医療連携体制加算(Ⅱ)　250単位	
⑶　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位	
⑷　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位	
注１　イについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定する。	
２　ロについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定する。	
３　イの⑴については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の１の２の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注４、注７及び注８において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。	
４　イの⑵については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が２以上の利用者に対して看護を行った場合に、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。	
５　イの⑶については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。	
６　イの⑷については、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
７　イの⑸については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、１日あたりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。	